

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 2 回総会 次第	
日 時	令和 5 年 (2023 年) 5 月 25 日 (木) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 2 階 201 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭、 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・神保主事・古川職員
欠席委員	10 番 飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 総会を開会する前に事務局職員に異動がありましたので事務局より報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	令和 5 年 (2023 年) 5 月 1 日付けの人事異動で、事務局職員に異動がありましたので、報告します。 古川礼奈職員です。 古川職員、挨拶をお願いします。
事務局(古川職員)	今年の 5 月 1 日付けで農業委員会事務局に参りました古川礼奈と申します。どうぞ宜しくお願い致します。
事務局(飯田補佐)	5 月 1 日付け人事異動で古川職員のほか農水課職員 3 名に辞令が出ておりますので、折りを見て紹介させていただきます。 以上で人事異動の報告を終わります。
議長(平井会長)	それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。10 番 飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、2 番 浜野委員、3 番 石澤委員をお願いします。 今回の現況証明委員については、12 番 郷原委員、13 番 三橋委員をお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程 第 1、報告 第 4 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分 of 報告について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 1、報告第 4 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の

	届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1～2ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と、2ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年5月10日に敷地内通路へ転用のため、令和5年5月1日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第5号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料3～9ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、5ページの<u>整理番号1</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年4月25日に駐車場へ転用のため、令和5年4月21日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、6ページの<u>整理番号2</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年7月10日に専用住宅へ転用のため、令和5年4月21日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号3と、7ページの<u>整理番号3</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年7月14日に専用住宅へ転用のため、令和5年4月21日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号4と、8ページの<u>整理番号4</u>の案内図

	をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年5月10日に店舗へ転用のため、令和5年5月1日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号5と、9ページの<u>整理番号5</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年5月17日に専用住宅へ転用のため、令和5年5月12日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。5号の山崎の件、以前も建物が建っていて転用届が出されていたかと思うが、なぜ転用届がまた出されているのですか。
事務局(飯田補佐)	議長。今回は賃借権の設定をするにあたって、また5条の届出が必要になったということです。
12番(郷原委員)	議長。12番。賃借権が新たに発生すると、再度新たに転用届を出さないといけないのですか。
事務局(飯田補佐)	議長。はい。今回は、賃借権の設定であり、使用者が変わりますので、改めて届出が必要になるものです。
3番(石澤委員)	議長。3番。畑から専用住宅への転用届を出す際に地目変更の義務はないのですか。
事務局(飯田補佐)	議長。今回は、届出の受理の手続きであり、地目変更の義務があるかどうかは、登記上の問題なので我々の関知するところではないと考えています。
議長(平井会長)	他に何かご質問ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。
	事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第3条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。 次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件

があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。

それでは、議案第3号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。

送付資料10ページの議案書及び11ページの参考資料をご覧ください。

案内図の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、周辺で申請者が現在耕作している土地です。

本件は、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。

許可にあたっては、テキストの8ページに記載のとおり、個人の基本要件である、4の下限面積要件を除いた3つを満たしていることが条件となります。

まず、9ページに記載されている全部効率要件についてご説明します。

これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。

申請人は、本人、妻、子及び子の妻の4人で農業に従事しています。

また、トラクター、耕うん機、その他ユンボを保有していること、従事者の4名は全員30年以上の従事経験があり、労働力についても問題ないことを確認しています。

次に、テキスト10ページをご覧ください。

3の農作業常時従事要件についてですが、申請人が農作業に従事する日数が150日以上であることを確認するものです。

従事者のうち、申請者が年360日従事しているとのことで、要件を満たしています。なお、他の従事者についても、いずれも360日の従事日数があります。

次に、テキスト11ページの4 下限面積要件についてですが、この要件は農地法の改正により撤廃されているため、確認の対象外です。

最後に、12ページに記載の5 地域との調和要件についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。

案内図で示すとおり、周辺の農地は申請者が自ら耕作しているため、影響はありません。

これにより、3つの要件すべてを満たしています。

農地法第3条による許可については、農業委員会による許可になりますので、本日当委員会でご審議いただき、承認されれば、申請者に対して許可書を交付することになります。

以上で説明を終わります。

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。5 月16日 (火) 午前10時より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 ■が対象地の周辺で耕作している農地の現在の状況を確認したところ、現地は、作付けは行われていませんでしたが、耕うんされ、今後の作付けに向けた準備が行われており、耕作状況は特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。5 条の適用とどうやって区別するのですか。
事務局(飯田補佐)	議長。5 条は転用を伴う所有権移転となります。
議長(平井会長)	他に何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第3号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第3号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第4号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第4、議案第4号、非農地証明について、ご説明します。 送付資料の12ページの議案書、13ページの議案第4号 参考資料をご覧ください。 非農地証明は、本日配付した「議案第4号 参考資料②」、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した<u>非農地の定義</u>により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、<u>非農地の定義</u>についてご説明します。 非農地には、資料に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。 【要件6項目】 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準

に適合していること。

- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した、議案資料及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は山林となっています。

そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、⑨に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は周辺に10ヘクタール以上の一段の農地がないため、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、北側に隣接する農地は、周囲の住宅よりも高い位置にあり、周辺農地の耕作等に支障が生じていないことを確認しています。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地全体が山林化してるため、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、山林であるため、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は雑種地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。

⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成19年(2007年)当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が山林となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられま

	す。 よって非農地の要件 6 項目をすべて満たし、山林であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。
9 番(岡崎委員)	議長。9 番。5 月 16 日 (火) 午前 10 時より、平井会長、現況証明委員の飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、山林となっており、農地等に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 4 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 4 号は承認されました。
	次に、日程第 5、議案第 5 号、農業委員会の最適化活動の令和 4 年度点検・評価の実施について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 5、議案第 5 号、農業委員会の最適化活動の令和 4 年度点検・評価の実施について、ご説明いたします。 お手元の資料 14 ページから 20 ページの参考資料①と 21 ページから 31 ページの参考資料②をご覧ください。 平成 28 年 4 月に改正施行された、農業委員会等に関する法律第 37 条(情報の公表)には、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されています。 また、本規定に基づく情報の公表の具体の手続きは、農林水産省経営局長名で農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、それから点検・評価の実施等について規定されています。 送付資料「議案第 5 号 参考資料②」の 25 ページの下線部にその規定があります。そこには、5 月末までに、総会において点検・評価するものとするとの記載があります。

	これを受け、昨年度の令和4年7月総会で承認され設定した、令和4年度最適化活動の目標について、点検・評価を実施するものです。点検・評価した資料が、「議案第5号 参考資料①」です。 本日、委員の皆様へ、その内容をご確認いただき、ご承認をいただければ、参考資料②、26ページの下線部のとおり、6月末までに公表し、また神奈川県を通じて国への報告も行う予定です。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。最適化活動の推進委員等は活動の実践というのは農業委員の活動ですか。
事務局(飯田補佐)	議長。はい。目標が月6日以上です。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第5号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第5号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第6、その他、諸般の報告について、3件、着席して、ご報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを5月10日(水)に農業委員3名、農業委員会事務局3名、開発審査課2名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計10名で実施しました。 違反地については、資料の案内図のとおりです。 ①の[]の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。 ②[]については、現状の変化はなく、③[]所有地については違反転用者がいたため是正指導を行いました。特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。 次回の農地パトロールは、令和5年7月頃を予定しております。対象の委員は8番 落合委員、9番 岡崎委員、10番 飯田委員です。

	日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。 諸般の報告 2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 5月12日（金）に関谷の圃場にて草刈り等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 6月9日（金）に、第3回目の実践活動を行う予定です。Cグループの皆様（飯田委員、石澤委員、市川委員、落合委員、三橋委員、柏木委員）は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。当日は関谷の圃場に午後1時30分現地集合で、3時30分頃までの2時間程度の作業としたいと思います。当日は、5月の活動と同様、草刈りや石拾いなどを行う予定です。 当日が雨天の場合は、13日（火）に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、よろしくお願いいたします。 最後に、諸般の報告 3、6月総会の日程について、報告いたします。 次回は、6月26日（月）午後3時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階、402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
3 番 (石澤委員)	議長。3 番。関谷の圃場は前日雨が降ると土がぐちゃぐちゃになると聞いたのですが、当日は前日雨でも決行ということですか。
事務局(飯田補佐)	議長。前日の正午の天気予報によって判断したいと思います。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度第2回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 2 番	森野 清一
議事録署名委員 3 番	石澤 - 英